令和８年（フ）第１３１６号
さいたま市岩槻区東町１丁目７番21号
債務者　古河恵美子
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第４４０号
埼玉県春日部市南３丁目14番37号　ガーデン大川203号
債務者　山縣　弘子
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第６１０号
埼玉県草加市八幡町50番地４　第８小川ビル202号
債務者　山影　海斗
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第８４３号
北九州市小倉北区中島１丁目８番７号(202)、前住所北九州市小倉北区熊本３丁目２番９号（コスモハイツ２－Ｂ号室）
債務者　山北　和樹
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第１４７８号
札幌市手稲区金山３条１丁目１番６号
債務者　本間佳代子
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６７１号
札幌市北区北20条西４丁目１番16―727号
債務者　村井田　幹
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７２０号
北海道千歳市日の出２丁目５番３号
債務者　三浦　克利
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７６９号
北海道恵庭市恵み野北５丁目10番７　（ビレッジハウス恵み野北２―405号）
債務者　鎌田　彩花
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７７５号
札幌市南区北ノ沢８丁目５番10号　グループホーム森の時計
債務者　夏焼　竹夫
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８０８号
札幌市東区北10条東２丁目１番20―714号
債務者　石井　孝宏
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８０９号
札幌市白石区北郷２条11丁目４番５号　エスペランサ明日見301号
債務者　若松　教郎
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８１５号
札幌市東区伏古10条２丁目２番14―201号
債務者　秋田　　惠
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８２１号
北海道江別市東光町24番地の14
債務者　村橋真理子
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８３９号
札幌市清田区真栄319番地　さっぽろ香雪病院
債務者　山田　　岬（旧姓下山）
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８６７号
札幌市北区南あいの里４丁目14番８号　ＫＬＩＴＴＬＥ　ＰＩＮＥ　101号
債務者　佐藤　大輔
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８８３号
札幌市東区北40条東９丁目２番３号　右側
債務者　羽賀カオリ
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８８５号
札幌市南区澄川２条４丁目７番29号　ラフォーレアイダ弐番館104号
債務者　菅原　利香（旧姓竹内）
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部